

## 環境保全のための措置の実施状況

対象項目 [大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系（鳥類・水生生物）]

調査した事項（環境保全のための措置の実施状況）

### 1. 調査地域

調査地域は、工事の施行により環境に影響が及ぶと考えられる事業区域内及び事業区域周辺とした。

### 2. 調査手法

#### (1) 調査時点

平成30年4月～令和2年3月の工事の施行中に実施した。

#### (2) 調査地点

調査地点は、事業区域内及び事業区域周辺とした。

#### (3) 調査手法

環境保全のための措置の実施状況について、現地確認（写真撮影等）及び工事関係資料により整理を行った。

### 3. 調査結果

環境保全のための措置の実施状況は、表2-1～表2-4に示すとおりである。

なお、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁及び生物・生態系（鳥類・水生生物）に関する苦情はなかった。

表2-1 環境保全のための措置の実施状況（大気汚染）

環境保全のための措置	実施状況
<p>排出ガス対策型建設機械、低燃費型建設機械を積極的に採用する。</p>	<p>排出ガス対策型建設機械については「建設機械に関する技術指針」（平成3年建設省経機初第247号）及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）、低公害車については「低炭素型建設機械の認定に関する規程」（平成22年国総施環第321号）に基づき、排出ガス対策型建設機械及び低公害車を採用する等の対策を行った。</p> <p>排出ガス対策型建設機械の使用状況は、写真2-1及び写真2-2に示すとおりである。</p>
<p>工事従事者に対して環境保全に関する教育を通じて、工事用車両や建設機械の省燃費運転を推進するとともに、アイドリング・ストップを徹底する。</p>	<p>工事従事者に対して、施工連絡会議や朝礼、工事車両運行協議連絡会等を通して環境保全教育を行うとともに、ゆるやかな加減速及び停車・休憩時のアイドリング・ストップの徹底を行った。</p>
<p>工事等の施行箇所の集中化を避けるとともに、工事量の平準化を図り、早朝及び夜間工事は実施しないものとする。</p>	<p>工事の施行箇所の集中化を避けるために、定期的な施工連絡会議を行い工事の平準化を図った。また、作業時間は原則8時～17時とし、早朝、夜間の工事は行わなかった。</p>
<p>埋立地等から土砂等の飛散防止、粉じんの発生防止のため散水等の措置を行う。</p>	<p>事業区域内の道路において散水を行った他、清掃車による周辺道路の清掃を行い、粉じんの発生防止に努めた。</p> <p>清掃車による清掃の状況は、写真2-3に示すとおりである。</p>
<p>工事作業員の通勤車両はマイクロバスの利用等極力乗り合いとし、工事用車両台数の低減に努める。</p>	<p>工事従事者に対して、施工連絡会議や朝礼、工事車両運行協議連絡会等を通して環境保全教育を行うとともに、過積載の防止、走行速度の遵守、マイクロバスの利用等極力乗り合い等を周知徹底した。</p> <p>計量装置による過積載の確認の状況は、写真2-4に示すとおりである。</p>
<p>工事用車両については、東京港臨海道路の利用を促進し、できるだけ居住区域を通行しないように指導する。</p>	<p>工事従事者に対して、施工連絡会議や朝礼、工事車両運行協議連絡会等を通して環境保全教育を行うとともに、東京港臨海道路の利用を促進し、できるだけ居住区域を通行しないように周知徹底した。</p>



写真2-1(1) 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の使用状況  
(ラフテレーンクレーン)

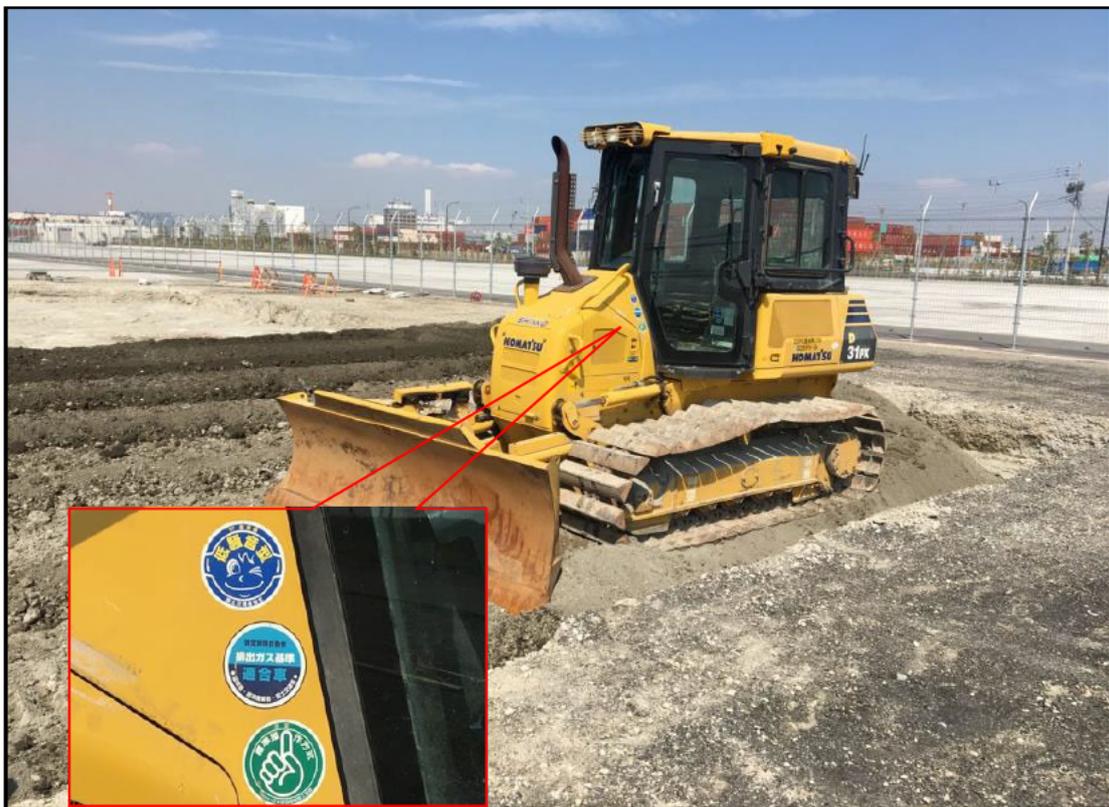


写真2-1(2) 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の使用状況  
(ブルドーザ)



写真2-2 排出ガス対策型・超低騒音型建設機械の使用状況  
(タイヤローラー)



写真2-3 清掃車による周辺道路の清掃



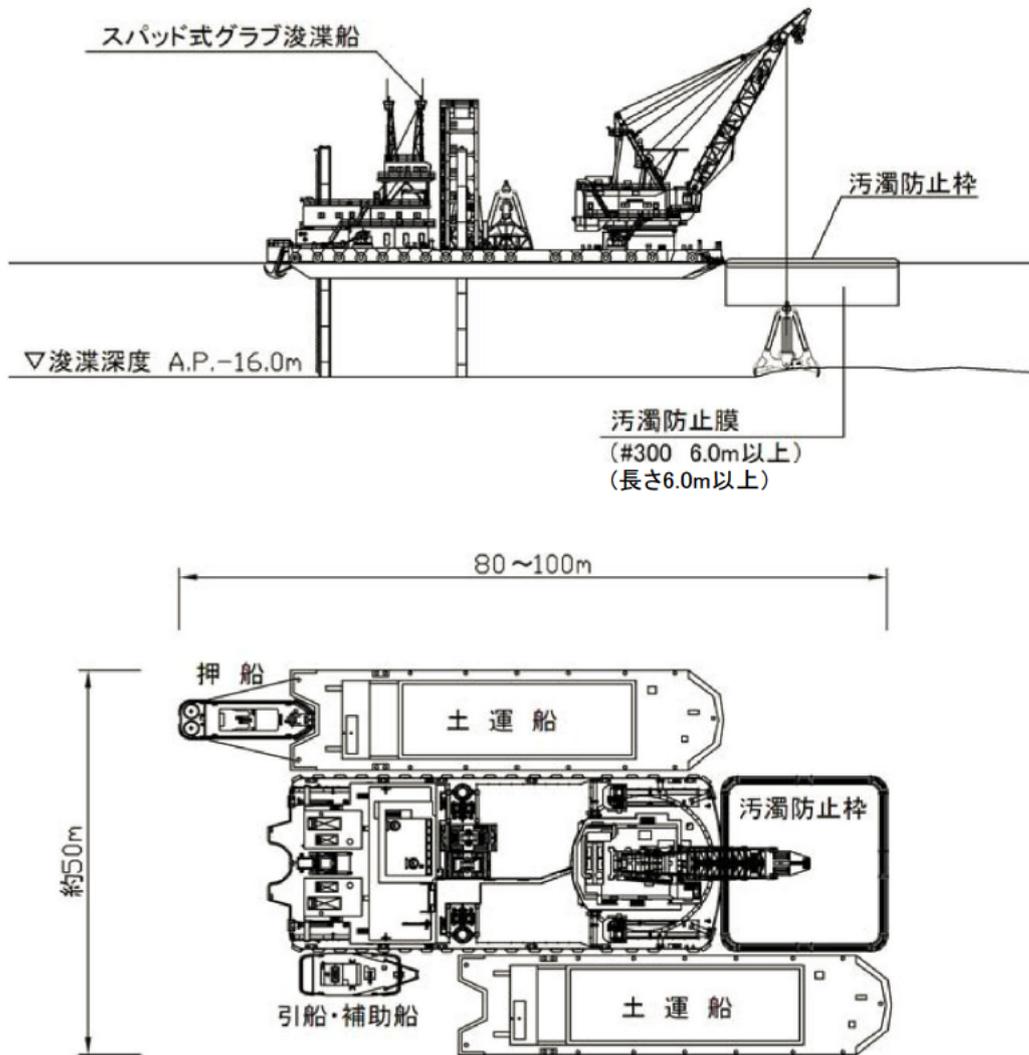
写真2-4 計量装置による過積載の確認状況

表2-2 環境保全のための措置の実施状況（騒音・振動）

環境保全のための措置	実施状況
<p>工事用車両運転者に対し、過積載の防止や走行速度の遵守などについて指導する。</p>	<p>工事従事者に対して、施工連絡会議や朝礼、工事車両運行協議連絡会等を通して環境保全教育を行うとともに、過積載の防止、走行速度の遵守、マイクロバスの利用等極力乗り合い等を周知徹底した。</p> <p>計量装置による過積載の確認の状況は、写真2-4 (p. 19) に示すとおりである。</p>
<p>工事作業員の通勤車両はマイクロバスの利用等極力乗り合いとし、工事用車両台数の低減に努める。</p>	<p>「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建関技第103号）、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき、低騒音型・超低騒音型建設機械を採用した。なお、低振動型建設機械の使用はなかった。</p> <p>低騒音型・超低騒音型建設機械の使用状況は、写真2-1及び写真2-2 (p. 17～p. 18) に示すとおりである。</p> <p>工事の施行箇所の集中化を避けるために、定期的な施工連絡会議を行い工事の平準化を図った。また、作業時間は原則8時～17時とし、早朝、夜間の工事は行わなかった。</p>
<p>工事の施行に当たっては、低騒音型・低振動型の工事機械を積極的に採用するとともに、工事量の平準化を図り、早朝及び夜間工事は実施しないものとする。</p>	<p>工事従事者に対して、施工連絡会議や朝礼、工事車両運行協議連絡会等を通して環境保全教育を行うとともに、東京港臨海道路の利用を促進し、できるだけ居住区域を通行しないように周知徹底した。</p>
<p>工事用車両については、東京港臨海道路の利用を促進し、できるだけ居住区域を通行しないように指導する。</p>	<p>工事従事者に対して、施工連絡会議や朝礼、工事車両運行協議連絡会等を通して環境保全教育を行うとともに、東京港臨海道路の利用を促進し、できるだけ居住区域を通行しないように周知徹底した。</p>

表2-3 環境保全のための措置の実施状況（水質汚濁、生物・生態系：水生生物）

環境保全のための措置	実施状況
<p>浚渫中に濁りを極力発生させないようにグラブ浚渫船は、密閉蓋式グラブを使用する。</p>	<p>平成29年度までに完了した浚渫工事では、浚渫中に濁りを極力発生させないようにグラブ浚渫船は、密閉蓋式グラブを使用した。</p> <p>平成30年度は、再堆積した土砂の撤去に適したポンプ浚渫船を使用し、濁りの発生を抑えた。</p>
<p>濁りの拡散防止のため、汚濁防止膜を使用する。</p>	<p>平成29年度までに完了した浚渫工事では、濁りの拡散防止のため、汚濁防止膜を使用した（図2-1）。</p> <p>平成30年度は、再堆積した土砂の撤去に適したポンプ浚渫船を使用し、濁りの発生を抑えた。</p>



※図は、設置状況の一例を示したものである。

図2-1 汚濁防止枠及び汚濁防止膜設置状況

表2-4 環境保全のための措置の実施状況（生物・生態系：鳥類）

環境保全のための措置	実施状況
<p>排出ガス対策型建設機械、低燃費型建設機械を積極的に採用する。</p>	<p>排出ガス対策型建設機械については「建設機械に関する技術指針」（平成3年建設省経機初第247号）及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）、低公害車については「低炭素型建設機械の認定に関する規程」（平成22年国総施環第321号）に基づき、排出ガス対策型建設機械及び低公害車を採用する等の対策を行った。</p> <p>排出ガス対策型建設機械の使用状況は、写真2-1及び写真2-2（p.17～p.18）に示すとおりである。</p>
<p>工事従事者に対して環境保全に関する教育を通じて、工事用車両や建設機械の省燃費運転を推進するとともに、アイドリング・ストップを徹底する。</p>	<p>工事従事者に対して、施工連絡会議や朝礼、工事車両運行協議連絡会等を通して環境保全教育を行うとともに、急発進及び停車・休憩時のアイドリング・ストップを徹底した。</p>
<p>工事等の施行箇所の集中化を避けるとともに、工事量の平準化を図り、早朝及び夜間工事は実施しないものとする。</p>	<p>工事の施行箇所の集中化を避けるために、定期的な施工連絡会議を行い、工事量の平準化を図った。また、早朝、夜間の工事は行わなかった。</p>
<p>工事の施行に当たっては、低騒音型・低振動型の工事用機械を積極的に採用する。</p>	<p>「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建関技第103号）、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年国土交通省告示第487号）に基づき、低騒音型・超低騒音型建設機械を採用した。なお、低振動型建設機械の使用はなかった。</p> <p>低騒音型・超低騒音型建設機械の使用状況は、写真2-1及び写真2-2（p.17～p.18）に示すとおりである。</p>
<p>埋立地等から土砂等の飛散防止、粉じんの発生防止のため散水等の措置を行う。</p>	<p>事業区域内の道路に清掃員の配置等の処置を講じ、清掃及び散水を行い粉じんの発生防止に努めた。</p> <p>清掃の状況は、写真2-3（p.18）に示すとおりである。</p>
<p>浚渫中に濁りを極力発生させないようにグラブ浚渫船は、密閉蓋式グラブを使用する。</p>	<p>平成29年度までに完了した浚渫工事では、浚渫中に濁りを極力発生させないようにグラブ浚渫船は、密閉蓋式グラブを使用した。</p> <p>平成30年度は、再堆積した土砂の撤去に適したポンプ浚渫船を使用し、濁りの発生を抑えた。</p>
<p>濁りの拡散防止のため、汚濁防止膜を使用する。</p>	<p>平成29年度までに完了した浚渫工事では、濁りの拡散防止のため、汚濁防止膜を使用した（p.21図2-1）。</p> <p>平成30年度は、再堆積した土砂の撤去に適したポンプ浚渫船を使用し、濁りの発生を抑えた。</p>